#### 平成28年度 行政評価 施策カルテ

施策名 3 消費生活の向上

97ページ 施策主管課 生活安心課 総合計画記載頁

1 施策の位置付け

政策の柱 I 市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために

**政策名** (基本施策名)

6 日常生活の安心感を高める

政策の達成目標 地域社会や事業者,行政が連携して,日常生活を取り巻くさまざまな不安を解消し,市民が,安全 (基本施策目標) で安心した生活を送っています。

# 2 施策の取組状況

施策目標 市民が安全で安心な消費生活を送っています。

		指標名	(単位)		H24	H25	H26	H27	H28	H29 (目標年)	評価	② 市 民			指標名(単	单位)		H24 (現状値)	H25	H26	H27	H28	H29	評価
	氵	消費生活講座等の開催数		単年度 目標値	950	1000	1050	1100	115回	1200		意指		施策の満足度(%)	。) 調查		調査結果	32.5%	34.2%	36.7%	34.1%			0
	指標 1	現状値	640	実績値	1040	980	840	1110			А	査結果			目標値 (H29)	41.6%	前年度からの 増減		1.7%	2.5%	-2.6%			В
① 施		目標値 (H29)	1200	単年度の 達成度	109.5%	98.0%	80.0%	100.9%						構成事業の進捗状況 構成事業の個別の進捗状況は、「3 施策を構成する事業の状況}を参照)										В
	消	消費生活講座等の受講者数 単年度 目標値		4,000人	4,100人	4,200人	4,300人	4,400人	4,500人		指標名(単位)					H24	H25	H26	H27	H28	H29			
策 指 標 標 2	票	現状値	2,682人	実績値	4,081人	4,103人	3,894人	4,302人			А	【参					中核市平均	473.9	464.4	467.3	501.9			
		目標値 (H29)	4,500人	単年度の 達成度	102.0%	100.1%	92.7%	100.0%				考】中		消費生活相談件数/消費生活相談員数 実績値			実績値	262.4	293.7	324.7	353.1			
	_			単年度 目標値								核市等と			ф			5位/41市	7位/41市	9位/42市	10位/43市			
		現状値		実績値								の 水 準					中核市平均							
		目標値 (H29)		単年度の 達成度								蛇較					実績値							
																	中核市での本市の順位							
(%) ◆調査結果 / ■目標値 80												<u>C :達成度70</u> [15点												
※『①施策指標』の単年度の達成度の計算について  ★ 逓増型の指標(目標値が基準値より増加することが望ましいもの)  - 実績値   目標値												の 満 足 度 20 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40 40			②市民意識調査結果 (満足度)	<u>A :前年度より</u> <u>(+5pt</u> [33点	超)				<u>/低下</u> { <u>)</u> []			
<b>★</b> i	★ 逓減型の指標(目標値が基準値より減少することが望ましいもの)													の 推移 0 H24 H25 H26 H27 H28 H29			③主要な構成 事業の 進捗状況	<u>2割超が計</u>	計画以上 (主要な構成事業の 2割超が計画以上) [33点] B:計画どおり (主要な構成事業の 8割以上が計画どおり) [25点]		C:計画より遅れ (主要な構成事業の 2割超が計画より遅れ) [15点]			
服的内容と成用。成用の再用、後性の時況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・													やや遅れてU (C評価が2 <sup>-</sup> [65点	つ以上)										
・消費生活相談の内容は、複雑かつ多様化しており、解決に向けた相談体制の充実や予防対策の強化が求められている。  施策を取り 巻く環境等 ・消費生活相談件数が、平成25年度以降4,500件を超えている。 ・特殊詐欺被害に関する報道が連日のようにあるなど、消費者問題に対する関心が高まっている。												Ā												
・消費生活講座について、平成26年度は開催数・受講者数ともに目標値を下回っていたが、平成27年度は高齢者 向け特殊詐欺被害防止のための講座を積極的に実施したことにより、開催数・受講者数ともに目標値を上回る結果となった。 ・消費生活せンターにおける相談件数が、消費者意識の高まりなどにより平成25年度以降毎年4,500件を超える相談のようで、 で民満足度があることや、特殊詐欺による被害件数が依然として高止まりの状況にあることなど、市民満足度の増加には結びつかなかったものと考えられる。											評価	概ね順調												

## 3 施策を構成する事業の状況

※凡例 ○:「総合計画の戦略プロジェクト・主要事業」対象,★:「③ 主要な構成事業の進捗状況」対象(5事業選択)

No.	事業名	戦略P・ 主要事業 ※	事業の目的	対象者・物(誰・何に)	事業内容取組(何を)	事業の 進捗状況	H27 事業費 (千円)	開始年度	日本一施策	施策目標を達成するための取組方針
1	消費者教育事業	0*	消費生活に関する知識の習 得・向上	消費者	・消費生活出前講座の開催 ・家庭科副読本の配布	計画どおり	651	S52		高齢者に加え、若者の消費者被害が多発していることから、市内の大学、高校、中学校や商工会議所等と連携し、若年層への出前講座開催の拡大を図るとともに、小学校に対し、小学5、6年生向け副読本の活用を積極的に働きかける。
2	消費生活相談事業	*	消費者被害の救済	消費者	・消費生活相談の実施	計画どおり	713	S56	先駆的	複雑化, 多様化する相談内容に対応するため, 外部講師を招いて研修会や 相談事例研究会を開催し相談員のスキルアップを図る。
3	消費者啓発・情報提供事業	0*	消費生活に関する情報提供	消費者	・広報紙、ホームページ等による情報提供	計画どおり	4,544	S51		啓発については、消費者月間において、地区市民センターを活用した啓発活動や、市が実施する「フェスタmy宇都宮」などのイベントに参加するほか、啓発用ミニハンドタオルを作成・配布し、啓発活動を行う。 情報提供については、相談や被害件数が急増している喫緊の事例を中心にホームページや広報紙に加え生活情報誌等を活用し周知を行う。
4	消費者取引適正化事業	*	不適正な製品等販売の未然防止	家庭用品品質表示法, 消費生活用製品安全 法,電気用品安全法に 規定された製品を扱う 販売業者・不適正な取 引行為を行う事業者		計画どおり	21	H12		消費者の被害防止を図るため、販売事業者に対し法令に基づき特定された 商品の取引状況について、計画的かつ効率的に立入検査を実施する。 不適正な取引を行う事業者に対しては、条例に基づき円滑に指導・対応す る。
5	計量器定期検査事業	*	適正な計量の推進	計量による取引・証明を行う事業者	・計量法に基づく定期検査の実施	計画どおり	1,168	S28		計量器の不具合により消費者が不利益をこうむることがないよう,検査に不合格になった計量器については,修理状況の確認を徹底する。
6	特殊詐欺対策事業		消費者被害の未然防止	消費者	・特殊詐欺アクションプログラ ムの策定	計画どおり		H27		平成28年2月に策定した「宇都宮市特殊詐欺対策アクションプログラム」に 基づき、重点取組である「特殊詐欺撃退機器貸出事業」や「注意喚起物の設 置」を中心に「特殊詐欺アクションプログラム」に掲げた事業に取り組んで行く。

# 4 今後の施策の取組方針

# | 一 | 〈施策全般〉

◆消費生活における問題が複雑かつ多様化しており、特に高齢者や若者の消費者被害が多発していることから、意識啓発や地域、関係機関、県警と連携した対策を強化する必要がある。

#### 〈主要事業〉

# ◆消費者教育事業

▼/付負行教育事業 ・若年層の消費者被害の未然防止を図るため、市内の大学、高校、中学校や商工会議所等と連携し出前講座の内容充実や開催拡大に努める。

◆消費者啓発・情報提供事業
・消費者被害の未然防止を図るため、相談や被害件数が急増している喫緊の事例を中心に、ホームページや広報紙に加え生活情報誌等

を活用した情報提供に努める。
・効果的な周知啓発を行うため、地区市民センターでの啓発や「フェスタmy宇都宮」など多くの市民が集うイベントの機会を活用した啓発に 努める。

### ◆特殊詐欺対策事業

・「特殊詐欺アクションプログラム」における重点取組のうち、「特殊詐欺撃退機器貸出事業」「注意喚起物の設置」については、地域と連携しながら着実に実施する。また、見守りが行き届きにくいスーパーやコンビニ等のATMでの被害を防止するため、各事業者に対する働きかけなど具体的な防止策について整理する。

〈その他個別事業〉

# 課題

- ◆消費者被害を未然に防止するため、消費生活センターの周知や消費者被害状況などの啓発、情報提供に努める必要がある。
- ◆特殊詐欺をはじめとした消費者被害の未然防止対策を強化するため、学校や地域、警察など関係機関等とさらなる連携を図る必要がある。